

「さとこビジョン」の実現に向けた取組概要調査票

担当部	子ども家庭部管理課	
分類番号	Ⅲ-1-01	枝番号
公約の内容	○「子ども権利条例」をもとに、杉並区として「子どもの権利条例」を制定します。制定にあたっては、子どもたちの意見を積極的に反映させます。	
実現に向けた仕分け	区分	令和6年度以降を見据え、時間をかけて検討を行うべきもの
	C	
A～Cに仕分けた公約の実現に向けた取組（プロセス等）		
実現に向けた検証・検討等	方法	本年6月に制定された「こども基本法」を踏まえ、条例上で規定すべき項目を精査する。また、子どもの意見を聴く場（EX.子ども会議）や、子どもの権利を守るための事業など、条例に規定した理念を実現するための取組も、あわせて検討する。子ども家庭部各課及び関係所管課による検討組織を立ち上げ検討するとともに、審議会からの答申を受け、条例化を図る。
	期間	令和5年度末まで
区民等の意見聴取	方法	令和4年4月に条例が施行された中野区においては「子どもの権利擁護推進審議会」において15か月に渡り審議が行われており、あわせて、中学校・高校への出前事業やアンケートなどにより意見聴取も行われた。こういった取組を参考に意見聴取を進める。
	時期	令和5年度
予算措置	内容	「（仮称）子どもの権利擁護推進審議会」の運営経費及び条例の内容を周知するための経費等
	時期	令和5年度
例規等の整備 (条例・規則・要綱など)	題名	（仮称）子どもの権利擁護推進審議会条例
	内容	審議会の所掌事項、組織等
行政計画への反映	計画名 内容	【計画名】実行計画「子どもの権利条例の制定」 【内容】施策17「子どもの権利を尊重し育ちを支える環境の整備・充実」の下に、実行計画の取組を新設する。 ※子どもの権利条例を制定することに対する意見も様々であることから、計画を修正（改定）し、パブコメを実施する必要があると考える。
	時期	令和4年度中
その他公約実現に向け調整を要する点 (ex. 国・都等との調整など)	内容	

「さとこビジョン」の実現に向けた取組概要調査票

担当部	保健福祉部管理課 子ども家庭部管理課 教育委員会事務局庶務課
-----	--------------------------------

分類番号	Ⅲ-1-02	枝番号
公約の内容	○子どもの貧困状況は全国的に深刻です。杉並区内の子どもの貧困実態について、これまでも杉並区は調査していますが、さらに東京都立大学「子ども・若者貧困研究センター」など専門研究者の助言も得ながら詳細な調査をおこないます。	
実現に向けた仕分け	区分	期間を区切って（概ね令和5年度までの間に）これまでの取組の検証等を行い、今後の方針を決定すべきもの
	B	

A～Cに仕分けた公約の実現に向けた取組（プロセス等）

実現に向けた検証・検討等	方法	○関係部課長による推進会議において、調査の目的（統計的な数値の把握か、個々の子どもの把握か）や調査結果の活用方法を明確にしたうえで、調査の規模や実施方法などを検討する。 ○また、検討に当たっては、他自治体で実施した調査方法等も参考にしていく。
	期間	令和4～5年度
区民等の意見聴取	方法	○調査の実施に向けて区民等の意見聴取を行う予定は無い。
	時期	
予算措置	内容	○調査を実施するための委託料等を計上する。 ※予算計上の時期については、他自治体で実施した調査を参考として当初予算に計上するパターンと、調査内容や実施方法を詳細に検討したうえで補正予算に計上するパターンが考えられる。
	時期	令和5年度当初予算又は補正予算（実施時期・方法等により異なる）
例規等の整備 (条例・規則・要綱など)	題名	
	内容	
行政計画への反映	計画名 内容	【計画名】実行計画（子どもの貧困対策の推進） 保健福祉計画 【内容】実態調査の実施
	時期	
その他公約実現に向け調整を要する点 (ex. 国・都等との調整など)	内容	○令和7年度を始期とする次期「子ども家庭計画」の策定に向け、令和5年度は、包含する「子ども・子育て支援事業計画」の利用状況調査の実施を予定しており、それとの調整も図る必要がある。 ○令和5年4月に創設される「こども家庭庁」に設置される「こども政策推進会議」において、「こども大綱」の検討・策定が行われる。この大綱は、これまで個別に策定されていた「少子化社会対策」「子ども・若者育成支援」「子どもの貧困対策」の3法律の白書・大綱と一体的に策定される。これを受け、子どもの貧困の状況として把握すべき内容も変化する可能性もあることから、その動向も注視する必要がある。

「さとこビジョン」の実現に向けた取組概要調査票

担当部課	子ども家庭部子ども家庭支援担当	
分類番号	Ⅲ-1-03	枝番号
公約の内容	<p>○大人に代わって家族の世話や介護をしている「ヤングケアラー」について、国が初めて小学生に調査を行った結果、6年生のおよそ15人に1人が「家族の世話をしている」と答えました。子どもが家族の世話や介護に追われているのは大変なことです。杉並区内での実態がどのようになっているのか調査をおこない、子どもの負担を減らします。</p>	
実現に向けた仕分け	区分	令和4年度中または令和5年度当初から実現できるもの
	A	
A～Cに仕分けた公約の実現に向けた取組（プロセス等）		
実現に向けた検証・検討等	方法	<p>○昨年度末設置した、子ども部門（子ども家庭支援担当、教育）、高齢者部門、障害者部門で構成する「ヤングケアラー支援体制検討PT」において、今後の進め方、役割分担等について検討する。併せて、各所管課が関連する事業者に対して、実態調査の実施を含めた今後の区の取組について事前周知を行う。</p>
	期間	令和4年8月～12月（予算措置、委託契約に向けた検討、事業者周知）
区民等の意見聴取	方法	<p>○ヤングケアラーの調査は統計的なものを把握するものではなく、「子どもの状況」を把握することが重要である。また、把握に向けては、関係者や事業者がヤングケアラーの認識を深める必要がある。そのため、ヤングケアラー当事者が組織する民間事業者等と連携を図りながら、効果的な調査・周知方法を検討する。</p>
	時期	令和5年1月～3月（委託契約後、区・民間事業者で検討）
予算措置	内容	<p>○調査、周知方法の検討に当たり、当事者が組織する民間事業者等と委託契約を行い、事業支援を受ける。（4定補正予算） ○5年度当初予算において、民間事業者への事業委託により実態調査、結果分析、周知を実施する。</p>
	時期	令和4年度補正予算（第4回定例会）（1月契約に向けて）
例規等の整備 <small>（条例・規則・要綱など）</small>	題名	個人情報保護審議会への諮問
	内容	○令和5年度から実施予定の実態調査事業の委託について、個人情報保護審議会への諮問を行う。
行政計画への反映	計画名 内容	<p>【計画名】実行計画「ヤングケアラー支援強化」 【内容】施策17「子どもの権利を尊重し育ちを支える環境の整備・充実」の下に、実行計画の取組を新設する。</p>
	時期	令和4年度中
その他公約実現に向け調整を要する点 <small>（ex. 国・都等との調整など）</small>	内容	

「さとこビジョン」の実現に向けた取組概要調査票

担当部課	教育委員会事務局庶務課 学務課	
分類番号	Ⅲ-1-04	枝番号
公約の内容	○義務教育は、無償が原則です。ところが、実際には、さまざまな費用負担が保護者にかかっています。その金額も、ここ数年で大きく増えていることが報道されています。小中学校に通う生徒が購入する制服、体操着、上履き、学用品、部活動にかかる費用などを生徒や保護者や教職員のみなさんと相談しながら、できる限り保護者負担を減らすことに取り組めます。小中学校ごとに学校運営にかかる費用について、保護者から徴収しているお金の負担についても調査し保護者負担を減らし、区からの助成額を増やせないか検討します。	
実現に向けた仕分け	区分	令和6年度以降を見据え、時間をかけて検討を行うべきもの
	C	
A～Cに仕分けた公約の実現に向けた取組（プロセス等）		
実現に向けた検証・検討等	方法	義務教育無償化に向けて保護者負担金のすべてを公費負担とした場合、就学援助制度は不要となることから、保護者負担軽減策として、一律の公費負担が適切か、経済的困窮者を重点的に支援すべきか、考え方の整理が必要である。その上で、義務教育にかかる費用全体を把握し、就学援助制度がある中で、修学旅行補助金を含む保護者負担軽減策のあり方、進め方について教育委員会内に検討組織を立ち上げて検討する。
	期間	令和5年9月まで
区民等の意見聴取	方法	公費負担拡充に伴い事業の見直し等を実施する場合には、校長会及びPTA協議会からの意見聴取を実施する。
	時期	
予算措置	内容	
	時期	
例規等の整備 (条例・規則・要綱など)	題名	なし
	内容	
行政計画への反映	計画名 内容	【計画名】なし 【内容】
	時期	
その他公約実現に向け調整を要する点 (ex. 国・都等との調整など)	内容	○学校給食費やタブレット端末の配備・更新経費等のすべてを公費負担とする場合には、毎年20～30億円の財源を要することとなり、これを持続可能な事業とするためには、恒常的な財源確保が不可欠となる。これを実施するに当たっては全庁的な検討組織において、事業全体の見直しを実施し、その中で本事業を優先的に実施する財源措置を伴う重点事業と決定する必要がある。

「さとこビジョン」の実現に向けた取組概要調査票

担当部課	教育員会事務局学務課	
分類番号	Ⅲ-1-05	枝番号
公約の内容	○就学援助を拡充します。杉並区の就学援助は、東京23区の中で16番目に基準が低くなっています。これを東京23区で1番目に基準を高くして、より多くの世帯が利用できる制度運営にします。	
実現に向けた仕分け	区分	令和6年度以降を見据え、時間をかけて検討を行うべきもの
	C	
A～Cに仕分けた公約の実現に向けた取組（プロセス等）		
実現に向けた検証・検討等	方法	Ⅲ-1-04と同様に、基準を大幅に引き上げた場合、財源の確保が必要となることから、全庁的な方針の決定が必要である。方針決定を受け、教育委員会内に立ち上げる検討チームの中で、他の保護者負担軽減と併せて就学援助のあり方や認定基準についての検討を行う。
	期間	令和4～5年度
区民等の意見聴取	方法	実態把握ができた場合、統計データ等を使用して認定基準を定めることになるため、区民からの意見聴取は不要と考える。
	時期	
予算措置	内容	実態把握のための調査費用
	時期	令和5年度
例規等の整備 (条例・規則・要綱など)	題名	杉並区就学援助実施における認定基準
	内容	準要保護者の認定基準を改定する。
行政計画への反映	計画名 内容	【計画名】 【内容】
	時期	
その他公約実現に向け調整を要する点 (ex. 国・都等との調整など)	内容	

「さとこビジョン」の実現に向けた取組概要調査票

担当部課	教育委員会事務局学務課	
分類番号	Ⅲ-1-06	枝番号 ①
公約の内容	<p>○学校給食の無償化をめざして、給食の質を向上させながら、給食費の保護者負担を減らします。現在、円安などによる食料品やガソリンの値上げなどによって、学校給食の経費が大きく上昇しています。その上昇分を保護者だけに全額を負担させようとしているのは、東京23区で墨田区と杉並区だけとNHKが報道しています。保護者の負担を減らすことは杉並区でも可能なはずですが、値上げ分は直ちに公費負担します。</p>	
実現に向けた仕分け	区分	令和4年度中または令和5年度当初から実現できるもの
	A	
A～Cに仕分けた公約の実現に向けた取組（プロセス等）		
実現に向けた検証・検討等	方法	<p>本年4月に引上げた給食費増額分も含め、今年度増額が必要な経費は、保護者負担分を公費負担することとし、小中学校、全児童生徒に、1年間分の増額相当分を学校を通じて補助する。財源は地方創生臨時交付金を活用し、第3回定例区議会で補正予算を提案し、成立後補助する。</p>
	期間	補正予算を第3回区議会で予定
区民等の意見聴取	方法	
	時期	
予算措置	内容	財源は地方創生臨時交付金を活用する予定。第3回定例区議会で補正予算を提案する。
	時期	補正予算を第3回区議会で予定
例規等の整備 (条例・規則・要綱など)	題名	
	内容	
行政計画への反映	計画名 内容	<p>【計画名】 【内容】</p>
	時期	
その他公約実現に向け調整を要する点 (ex. 国・都等との調整など)	内容	令和5年度以降については、特定財源の有無等も踏まえつつ、検討していく必要がある。

「さとこビジョン」の実現に向けた取組概要調査票

担当部課	教育委員会事務局学務課
------	-------------

分類番号	Ⅲ-1-06	枝番号 ②
公約の内容	○学校給食の無償化をめざして、給食の質を向上させながら、給食費の保護者負担を減らします。そして、さらに無償をめざします。同時に、食材についてはできる限り近隣の生産地の低農薬のものを利用し、都市農業の推進と地産地消を積極的に進めます。	
実現に向けた仕分け	区分	令和6年度以降を見据え、時間をかけて検討を行うべきもの
	C	

A～Cに仕分けた公約の実現に向けた取組（プロセス等）

実現に向けた検証・検討等	方法	・学校給食の無償化については、Ⅲ-1-04と同じ。 ・近隣生産地の食材の使用については、給食に使用する食材は相当量が必要であることから、区内農業協同組合に更なる調達が可能か調整する。また、低農薬食材について、低廉なものの仕入れ先が確保できるか検討を行う。
	期間	令和4～5年度
区民等の意見聴取	方法	公費負担拡充に伴い他の事業の見直し等を実施する場合には、校長会及びPTA協議会からの意見聴取を実施する。
	時期	
予算措置	内容	
	時期	
例規等の整備 (条例・規則・要綱など)	題名	
	内容	
行政計画への反映	計画名 内容	【計画名】 【内容】
	時期	
その他公約実現に向け調整を要する点 (ex. 国・都等との調整など)	内容	・給食に使用する食材は相当量が必要であるため、近隣の生産地の食材の調達について、区内農業協同組合と調整を行う。 ・新たな仕入れ先から低農薬食材を購入する場合は、区内の食材納入業者からの購入が減るため、業者に理解が得られるよう調整を行う必要が生じると考えられる。

「さとこビジョン」の実現に向けた取組概要調査票

担当部課	子ども家庭部児童青少年課	
分類番号	Ⅲ-1-07	枝番号
公約の内容	<p>○杉並区は、他の自治体に比べても先進的と言われる、小さい区域ごとに児童館が配置され、運営には子どもの意見が反映される仕組みがありました。ところが、今の区長は児童館を全廃する方針を出しています。児童館は児童福祉の視点から拡充します。児童館を地域ごとに配置し、以前と同じ数に戻すことをめざします。児童館の運営に子どもたちが参加し、地域社会の担い手の一員として成長できる場となるように支援します。</p>	
実現に向けた仕分け	区分	期間を区切って（概ね令和5年度までの間に）これまでの取組の検証等を行い、今後の方針を決定すべきもの
	B	
A～Cに仕分けた公約の実現に向けた取組（プロセス等）		
実現に向けた検証・検討等	方法	この間の児童館再編による子どもの居場所づくりの成果と課題を整理した上で、子どもの居場所について、幅広い区民を対象にした意見交換会や子どもを対象にしたアンケートなどを実施し意見聴取する。それらを基に、区としての今後の子どもの居場所づくりの考え方（案）を作成し、改めてパブコメ等による意見聴取を行い、区の方針を決定する。
	期間	令和5年度末まで
区民等の意見聴取	方法	○申込制と無作為抽出した区民から希望を募るハイブリット形式で、「（仮称）区民の声を聞く集会」を開催する。 ○青少年問題協議会、子ども・子育て支援会議など既存の附属機関を活用し、児童福祉関係者等の意見を聴取する。 ○そのほか、子どもを対象としたアンケートの実施などにより、意見聴取を行う。
	時期	令和4年度・令和5年度
予算措置	内容	意見聴取を行うための経費
	時期	令和4年度・令和5年度
例規等の整備 (条例・規則・要綱など)	題名	
	内容	
行政計画への反映	計画名 内容	【計画名】 実行計画、施設再編整備計画 【内容】 決定した方針に従って、子どもの居場所づくりに関連する内容を修正する必要がある。
	時期	令和5年度
その他公約実現に向け調整を要する点 (ex. 国・都等との調整など)	内容	

「さとこビジョン」の実現に向けた取組概要調査票

担当部課	子ども家庭部保育課	
分類番号	Ⅲ-1-08	枝番号 1
公約の内容	区立保育園を中核園として人材育成や保育の質の向上の拠点として支援し、長期的には区立の中核園の数を増やします。	
実現に向けた仕分け	区分	令和6年度以降を見据え、時間をかけて検討を行うべきもの
	C	
A～Cに仕分けた公約の実現に向けた取組（プロセス等）		
実現に向けた検証・検討等	方法	中核園は、令和5年4月に現在の7園から10園に拡大する。本体制においては、令和4年度に実施した「中核園の取組に関する検証結果」を踏まえ、中核園の取組の充実には当面、各地域に中核園に加え、中核園を補佐する区立園を置くこととした。現在は各地域でこの連携体制の準備を進めているところである。このことから、令和5～6年度は中核園10園の体制により取組を充実するとともに、当該期間の活動を検証し、各地域の区立園数等の状況も考慮の上、令和7年度以降の中核園設置数を定める。
	期間	中核園10園体制の検証については令和7年度内までに実施する。
区民等の意見聴取	方法	中核園10園体制では、地域懇談会等の開催時には参加者からのアンケートをとるとともに、令和7年度の評価・検証では、区内保育施設へ中核園の取組に係るアンケート調査を実施する。
	時期	令和7年度
予算措置	内容	現在、中核園1園あたり、担当として主査1名、職員1名を配置しているところから、検証の結果、中核園数を増す場合には、同様の人員配置の対応を図る。
	時期	
例規等の整備 (条例・規則・要綱など)	題名	杉並区立保育園中核園事業実施要綱
	内容	第2表別表1中核園を追加する。
行政計画への反映	計画名 内容	【計画名】 【内容】
	時期	
その他公約実現に向け調整を要する点 (ex. 国・都等との調整など)	内容	

「さとこビジョン」の実現に向けた取組概要調査票

担当部課	子ども家庭部保育施設担当	
分類番号	Ⅲ-1-08	枝番号 2
公約の内容	区立保育園は障がいを持つ子どもを含めて、多様な子どもを受け入れことができます。障がいを持つ子どもを分けるのではなく、ケア専門家の増員正規化と現有施設のバリアフリー化を行い、統合教育を目指します。	
実現に向けた仕分け	区分	期間を区切って（概ね令和5年度までの間に）これまでの取組の検証等を行い、今後の方針を決定すべきもの
	B	
A～Cに仕分けた公約の実現に向けた取組（プロセス等）		
実現に向けた検証・検討等	方法	<p>現在、障害児保育について、集団保育の環境下で受け入れることを前提に、園児ごとに加配保育士を配置するとともに、本庁保育課に心理専門職の職員を複数配置し、現場支援を行っているが、今後、医療的ケア児や重度心身障害児のさらなる増加や、インクルーシブの観点からの保育の一層の充実について以下の通り検討を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア児や重度心身障害児の保育の一層の充実のため、障害者施策課とも連携しながら、区内の障害児保育の拡大・充実の検討を行う。 ・インクルーシブの観点からの保育の現場の取組の充実については、就学前教育支援センターとも連携しながら一層の充実に向け検討を行う。 ・専門員の必要数等については、今後の障害児保育の規模等と合わせ検討を行う。 <p>なお、現有施設のバリアフリーについては、障害児の受入れのため一定程度行われているが、今後も各施設の改修等の機会を捉え、その充実に努めていく。</p>
	期間	障害児保育の充実について令和4年度中に検討し、今後の方向性を定める
区民等の意見聴取	方法	検討にあたっては障害者の保護者等から意見を聴取する。
	時期	令和4～5年度（障害児保育園に係る内容についての方向性は令和4年度内）
予算措置	内容	<ul style="list-style-type: none"> ・障害児の受入れについては、その実施方法・担い手等により必要となる経費の規模は異なる。 ・施設整備を行う場合、必要により経費がかかる。
	時期	
例規等の整備 (条例・規則・要綱など)	題名	
	内容	検討結果により、障害児保育園の設置について区営による設置を方向性とする場合など、条例・規則の制定・改正の可能性がある。
行政計画への反映	計画名 内容	【計画名】 【内容】
	時期	
その他公約実現に向け調整を要する点 (ex. 国・都等との調整など)	内容	

「さとこビジョン」の実現に向けた取組概要調査票

担当部課	子ども家庭部保育施設担当	
分類番号	Ⅲ-1-09	枝番号
公約の内容	○すべての保育園（認可、民間問わず）の人材バンクの役割を行政の機能の中に位置づけます。	
実現に向けた仕分け	区分	令和6年度以降を見据え、時間をかけて検討を行うべきもの
	C	
A～Cに仕分けた公約の実現に向けた取組（プロセス等）		
実現に向けた検証・検討等	方法	現在、区では保育園への就労を希望する方への情報提供等を行っており、各園においては区の上乗せ基準にそった保育士配置が行われている。その上で、保育士等の募集に苦慮している保育所の労力緩和につながる一層の取組について、検討を行う。なお、検討期間については、新たな役割を区が担う場合、その運営コストの他、就労に直接関わる場合の区の責任範囲や都がすでに実施する保育人材バンク的な事業である「東京都保育人材・保育所支援センター」の兼ね合い等、慎重な検討を要すことから、令和5年度中を目途とする。
	期間	保育園の人材確保に向けた一層の支援充実について令和5年度中に検討
区民等の意見聴取	方法	各種連絡会や懇談会等の場を活用し、保育現場・保育事業者の直接の声の把握を行う。
	時期	令和4～5年度中
予算措置	内容	支援内容により、予算措置が必要な場合がある。
	時期	
例規等の整備 (条例・規則・要綱など)	題名	
	内容	
行政計画への反映	計画名 内容	【計画名】 実行計画：20-2保育の質の向上 【内容】 保育士等の処遇改善・人材確保支援
	時期	
その他公約実現に向け調整を要する点 (ex. 国・都等との調整など)	内容	

「さとこビジョン」の実現に向けた取組概要調査票

担当部課	子ども家庭部保育施設担当	
分類番号	Ⅲ-1-10	枝番号
公約の内容	○保育園について 保育、福祉、介護の分野に競争を持ち込みません。民間保育園を200 新設した結果、待機児児童ゼロを実現したものの現在は子どもの定員割れをしています。かつてから地域で小規模に活動してきた保育施設が経営の危機に陥っています。つまり、小規模な地域の事業者は調節弁として使われる結果となっていました。	
実現に向けた仕分け	区分	令和4年度中または令和5年度当初から実現できるもの
	A	
A～Cに仕分けた公約の実現に向けた取組（プロセス等）		
実現に向けた検証・検討等	方法	区では保育需要予測に基づく適正量の保育施設整備を行うことで、過当競争を未然防止するとともに、その上でなお発生する施設の欠員については、利用定員の柔軟な変更に応じる等により、欠員が経営危機に繋がらないよう相談・支援を行っている。今後の新規開設については、保育需要予測と欠員発生状況を合わせ分析の上、検討する。
	期間	令和6年4月の新規開設について、課内で令和4年度中に検討・決定。
区民等の意見聴取	方法	課で実施する保育所設置にむけた分析方法の改善による対応を行うため、本取組のための区民等の意見聴取は予定しない。
	時期	
予算措置	内容	
	時期	
例規等の整備 (条例・規則・要綱など)	題名	
	内容	
行政計画への反映	計画名 内容	【計画名】 実行計画：20-1保育施設等の整備・充実 【内容】 現行の実行計画のとおり新規開設を進めるかの検討
	時期	
その他公約実現に向け調整を要する点 (ex. 国・都等との調整など)	内容	

「さとこビジョン」の実現に向けた取組概要調査票

担当部課	子ども家庭部保育施設担当	
分類番号	Ⅲ-1-11	枝番号
公約の内容	○中核園を2倍に増やすと同時に、地域の中で長年小規模に丁寧な保育事業を行ってきた非営利事業者、地域の福祉に社会福祉法人に限って保育や介護事業に参入していただく、参入の条件に地域の事業者に限ることもできます。この方法は世田谷区でも実施していますので、これを学んで杉並区でもやっていきます。	
実現に向けた仕分け	区分	令和6年度以降を見据え、時間をかけて検討を行うべきもの
	C	
A～Cに仕分けた公約の実現に向けた取組（プロセス等）		
実現に向けた検証・検討等	方法	中核園の取組についてはⅢ-1-08（枝番2）のとおり。事業者の参入について、区では、認可保育園運営事業者の選定において1都3県の運営実績を条件としたり、家庭的保育事業所の新設は現家庭福祉員にしか認めないなど、既に参入条件を限定している場合もあるが、認可保育所については法人類型による限定は行っていないため、今後検討を行う。 なお、世田谷区では以前は参入対象を社会福祉法人に限定していたが、増加する保育需要に対応するため平成25年から株式会社の参入を認めており、現在は株式会社による保育園運営が行われている。
	期間	令和5年度中に令和7年4月の新規開設園について検討
区民等の意見聴取	方法	検討結果について必要により、子ども子育て会議など、保育や子育てにかかる保育の知見者、保護者等で構成される会議を活用し、意見を聴取する。
	時期	
予算措置	内容	
	時期	
例規等の整備 (条例・規則・要綱など)	題名	
	内容	
行政計画への反映	計画名 内容	【計画名】 【内容】
	時期	
その他公約実現に向け調整を要する点 (ex. 国・都等との調整など)	内容	株式会社においても質の高い保育を実施している事業者もあることから、保育内容において最善の事業者を選定していくという観点では、法人類型を限定することに課題もある。

「さとこビジョン」の実現に向けた取組概要調査票

担当部課	保健福祉部介護保険課 高齢者施設整備担当	
分類番号	Ⅲ-1-11	枝番号
公約の内容	○中核園を2倍に増やすと同時に、地域の中で長年小規模に丁寧に保育事業を行ってきた非営利事業者、地域の福祉に社会福祉法人に限って保育や介護事業に参入していただく、参入の条件に地域の事業者に限ることもできます。この方法は世田谷区でも実施していますので、これを学んで杉並区でもやっていきます。	
実現に向けた仕分け	区分	令和6年度以降を見据え、時間をかけて検討を行うべきもの
	C	
A～Cに仕分けた公約の実現に向けた取組（プロセス等）		
実現に向けた検証・検討等	方法	介護事業への参入事業者を社会福祉法人等に限定することは法的には困難であり、世田谷区でも実施していないことは確認している。その上で、介護事業について、将来的に地域の社会福祉法人等が運営する機会が増えるよう、法人の育成や、より参入しやすくするための方策等について、関係所管で検討する。
	期間	令和4年8月～令和6年3月
区民等の意見聴取	方法	
	時期	
予算措置	内容	
	時期	
例規等の整備 (条例・規則・要綱など)	題名	
	内容	
行政計画への反映	計画名 内容	【計画名】 【内容】
	時期	
その他公約実現に向け調整を要する点 (ex. 国・都等との調整など)	内容	

「さとこビジョン」の実現に向けた取組概要調査票

担当部課	教育委員会事務局教育人事企画課	
分類番号	Ⅲ-1-12	枝番号
公約の内容	<p>○小中学校の先生方は少人数学級の実現の中で、多様なニーズに応えるために負担が重く、先生方の心の健康を維持できないレベルになっています。先生を増やすことは区独自ではできませんが、先生の事務作業をサポートする職員を配置することはできます。学校の先生を支援する職員を、非正規（会計年度任用職員）ではなく正規の職員での配置を検討します。</p>	
実現に向けた仕分け	区分	期間を区切って（概ね令和5年度までの間に）これまでの取組の検証等を行い、今後の方針を決定すべきもの
	B	
A～Cに仕分けた公約の実現に向けた取組（プロセス等）		
実現に向けた検証・検討等	方法	教員の事務作業をサポートする職員等の会計年度任用職員を正規化することについては、全庁的な検討が必要となるため、人事課や財政課等関係部署との連携により検討を行う。 なお、当面の対応として現在各校に配置している会計年度任用職員の勤務日数の増加を検討する（令和5年度予算要求を行う場合には令和4年10月までに検討）。
	期間	
区民等の意見聴取	方法	区の内部事務のため、区民等の意見聴取は行わない。
	時期	
予算措置	内容	正規職員を各校に1名ずつ配置する場合は、約5億4,400万円（850万円×64校）の予算措置が必要となる。（事務系・業務系いずれの場合も令和2年度の職員1人当たりの人件費は約850万円）。 ※会計年度任用職員を配置することにより都から受給している補助金約3,600万円は受給不可となる。 会計年度任用職員の勤務日数増加の場合は以下のとおり。 【現行】年86日（週2日：夏・冬・春休み期間は勤務なし） 都補助歳入約3,600万円 歳出約4,000万円 年129日（週3日）歳入約6,500万円 歳出約7,300万円 年172日（週4日）歳入約8,600万円 歳出約9,800万円 年215日（週5日）歳入約1億500万円 歳出約1億2,200万円 年250日（通年週5日）歳入約1億500万円 歳出約1億4,000万円 ※都補助が今後も満額支給されるかは不透明
	時期	・会計年度任用職員の場合、最速で令和5年度
例規等の整備 (条例・規則・要綱など)	題名	
	内容	
行政計画への反映	計画名 内容	【計画名】実行計画・教育ビジョン2022推進計画 【内容】スクール・サポート・スタッフの配置 「会計年度任用職員」としているため、表現を修正する必要がある。
	時期	
その他公約実現に向け調整を要する点 (ex. 国・都等との調整など)	内容	

「さとこビジョン」の実現に向けた取組概要調査票

担当部課	子ども家庭部学童クラブ整備担当	
分類番号	Ⅲ-1-13	枝番号
公約の内容	○学童クラブの需要が高まっているにもかかわらず、狭い場所に多数の子どもたちが通うことに現状になっています。子どもたちに学童指導員の目が届き、子どもの安全と成長を保障する規模にするために、40人程度の学童クラブを一つの小学校に対して複数つくるなど保護者と協議しながら検討します。	
実現に向けた仕分け	区分	期間を区切って（概ね令和5年度までの間に）これまでの取組の検証等を行い、今後の方針を決定すべきもの
	B	
A～Cに仕分けた公約の実現に向けた取組（プロセス等）		
実現に向けた検証・検討等	方法	Ⅲ-1-07（今後の子どもの居場所づくりの考え方（案））の検討に合わせて、これまで整備してきた学童クラブ運営にあたっての課題等を精査し、今後の学童クラブ整備の方向性を検討していく。
	期間	令和5年度末まで
区民等の意見聴取	方法	Ⅲ-1-07（今後の子どもの居場所づくりの考え方（案））と合わせて意見聴取を行う。
	時期	令和4年度・令和5年度
予算措置	内容	意見聴取を行うための経費
	時期	令和4年度・令和5年度
例規等の整備 (条例・規則・要綱など)	題名	
	内容	
行政計画への反映	計画名 内容	【計画名】実行計画「学童クラブの整備・充実」、施設再編整備計画 【内容】検討した方針に従って、小学校内又は小学校近接地等への学童クラブ整備に関連する内容を修正する必要がある。
	時期	令和5年度中
その他公約実現に向け調整を要する点 (ex. 国・都等との調整など)	内容	

「さとこビジョン」の実現に向けた取組概要調査票

担当部課	子ども家庭部学童クラブ整備担当	
分類番号	Ⅲ-1-14	枝番号
公約の内容	○学童クラブの民間委託をすすめません。可能な限り、区の直営に戻します。	
実現に向けた仕分け	区分	期間を区切って（概ね令和5年度までの間に）これまでの取組の検証等を行い、今後の方針を決定すべきもの
	B	
A～Cに仕分けた公約の実現に向けた取組（プロセス等）		
実現に向けた検証・検討等	方法	これまでの成果と課題を整理した上で、今後の学童クラブ民間委託の方向性を検討する組織を部内で立ち上げる。検討にあたっては、学童クラブの質の向上を主眼としつつ、公約実現に向けた課題も整理・検討していくものとする。また、検討結果を基に「学童クラブの民間委託ガイドライン」の見直しも行う。なお、検討経過等については、関係所管と適宜情報共有も行っていく。
	期間	令和5年度末まで
区民等の意見聴取	方法	委託学童クラブで実施している保護者アンケートの活用や、地域の児童福祉関係者、保護者で構成する委託学童クラブ運営協議会の場などで意見を聴取する。また、委託済の学童クラブ運営事業者へのヒアリングによる意見聴取も行う。
	時期	令和4年度・令和5年度
予算措置	内容	検討に必要な経費（必要となった場合）
	時期	令和5年度
例規等の整備 (条例・規則・要綱など)	題名	学童クラブの民間委託ガイドライン
	内容	検討結果に従って、現状の民間委託の考え方を修正する必要がある。
行政計画への反映	計画名 内容	【計画名】区政経営改革推進計画「学童クラブ運営委託の推進」 【内容】検討した結果に従って、内容を見直す必要がある。
	時期	令和5年度中
その他公約実現に向け調整を要する点 (ex. 国・都等との調整など)	内容	既に委託済の学童クラブを直営に戻す場合は、委託事業者に勤務する労働者の雇用の喪失に繋がることから、検討には慎重を期す必要がある。